平成２６年（フ）第７３３８号
埼玉県越谷市北越谷３丁目17―３　ジュネパレス越谷19―103
債務者　佐藤　玲奈（旧姓星田）
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３４１号
神奈川県相模原市南区上鶴間４丁目29―２―112
債務者　藤澤　梨江
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３４９号
東京都豊島区高松２丁目14―14―103
債務者　岩堀　俊彦
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３５０号
東京都杉並区高井戸東３丁目13―７―202
債務者　小林　祥三
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３５１号
千葉県松戸市新松戸北２丁目９―２　ラフィーヌ池田１番館105
債務者　本田　真紀
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３５２号
埼玉県草加市吉町４丁目４―13―110
債務者　神田　朋子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３５６号
神奈川県川崎市宮前区有馬６丁目15―３
債務者　藤井　　円
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５号
長野県佐久市春日2726番地１
債務者　櫻井　郁子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第３６号
長野県佐久市臼田461番地１　リバーサイドコーポ101号
債務者　芦田　信吾
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第３８号
長野県佐久市安原1469番地１
債務者　小山　悦子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第５４号
東京都八王子市楢原町746番地１アビタシオン谷合101号
債務者　中込　踊子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３２１号
栃木県真岡市長島７番地、住民票上の住所栃木県真岡市長島585番地２
債務者　菅谷　貞二
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７２３９号
東京都足立区梅田７丁目34―13―303
債務者　今泉　愛純（旧姓板橋）
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２６３号
東京都江東区東砂１丁目３―２―515
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２７６号
東京都町田市南成瀬７丁目６―13　プルミエール南成瀬
債務者　町野　　潔
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２７７号
東京都新宿区西落合３丁目10―14―203
債務者　中野　哲哉
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部